

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、社会福祉法人江東区社会福祉協議会報酬常勤職員要綱（平成9年4月1日施行）を準用し、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等の報酬は日額とし、法人業務を行う場合に別表1の通り支給する。ただし、交通費の実費が別表1の報酬額を超える場合には、社会福祉法人江東区社会福祉協議会旅費規程（平成12年10月24日施行）を準用し、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の報酬は支給しない。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

非常勤役員等の報酬

報酬日額 3,341円